

【転出】町田市からお引越される方へ…

新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に
お引越し先の市区町村で転入の手続きをしてください。

転入の手続きには通常次のものがが必要です。詳細は転入先にご確認ください。

- 町田市からの転出証明書(マイナンバーカードで特例転出をされた方は発行がありません)
- 本人確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・資格確認書など)
- マイナンバーカード・住民基本台帳カード(お持ちの方)
- 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人の方)
- 印鑑

- 14日を過ぎても転入のお手続きはできますが、**各種行政サービスを受けられなくなってしまう可能性があります**。また、**正当な理由なく手続きが遅れると、50,000円以下の過料の対象となる場合もあります**。

- 町田市の住民票の写しや印鑑登録証明書は、転出証明書に記載されている異動年月日の前日まで窓口で発行することができます。申請の際は、必ず転出証明書をお持ちください。マイナンバーカードによる特例転出をされた方は、転出証明書の発行はありませんので申請時にお申し出ください。平日午前8時30分～午後5時のみ発行可能です。

また、転出の手続後は、コンビニでの証明書類の発行ができなくなります。

- 本人以外の方が、転出の手続きの後に課税・非課税証明書、納税証明書等の税務証明書の交付申請をする際には、委任状が必要です。

転出の手続き後でも、マイナンバーカードをお持ちの方は、LINEで課税・非課税証明書などの税務証明書や住民票の除票の交付申請ができますので、ご利用ください。

町田市LINE公式アカウントは右のQRコードから友達追加ができます。



町田市LINE公式アカウント

- 転入先の市区町村でマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの住所変更をする際は、カード交付時に設定した暗証番号が必要です。ただし、転入の手続きが遅れてしまうと住所変更ができない場合があります。

＜お問合せ先＞

町田市役所代表電話(受付時間:午前7時～午後7時)

TEL 042-722-3111 FAX 042-724-5600

mail 5656@machida.call-center.jp

～町田市ふるさと納税のご案内～
今後とも、「ふるさと町田」を宜しくお願いします。



楽天ふるさと納税



ふるさとチョイス

詳しい内容は、担当課へおたずねください。

	町田市での主な手続き	新住所地での主な手続き
マイナンバーカード (市民課)	署名用電子証明書は、失効します。 カード交付申請中の方は、申請が取り消されます。	継続利用の手続きが必要となります。転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内にマイナンバーカードをご提示ください。 カード交付申請中だった方は再度申請手続きをしてください。
住民基本台帳カード (市民課)		継続利用の手続きが必要となります。転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に住民基本台帳カードをご提示ください。
在留カード (市民課)		記載内容の変更があります。在留カードをご提示ください。
特別永住者証明書 (市民課)		記載内容の変更があります。特別永住者証明書をご提示ください。
印鑑登録 (市民課)	転出(予定)日をもって自動的に廃止となります。印鑑登録証(カード)は、お返しいただくか、破棄してください。	必要な方は、新たに登録の手続きをしてください。
旧氏を住民票に記載している方		旧氏を住民票に記載している方は、引き続き記載されますので、手続きは必要ありません。
国民健康保険 (保険年金課)	資格確認書及びその他各種医療証を、お返しください。 〒194-8520 町田市役所 保険年金課 保険加入係 宛	国民健康保険加入の手続きが必要です。
国民年金 (保険年金課)		受給者の方で受取口座を変更される場合は、手続きが必要です。
児童手当 (子ども総務課)	届出をしてください。 保護者のみ、お子様のみの転出でも手続きが必要です。	転出予定日の翌日から15日以内に届出をしてください。 保護者のみの転入でも手続きが必要です。
医療費助成 (子ども総務課)	届出をしてください。 保護者のみ、お子様のみの転出でも手続きが必要です。	届出をしてください。 お子様のみの転入でも手続きが必要です。 必要書類は、新住所地にご確認ください。
公立小中学校 (学務課)	今まで在学していた学校からお受け取りください。 ◎在学証明書 ◎教科書給与証明書	転入届出時にお持ちください。 ◎在学証明書 ◎教科書給与証明書
学校教材等 (教育総務課)	学校から渡される書類にそってお手続きください。住所変更等が必要です。	新住所地でご確認ください。
後期高齢者医療 (保険年金課)	資格確認書及びその他各種医療証を、お返しください。 〒194-8520 町田市役所 保険年金課 高齢者医療係 宛	後期高齢者医療の手続きが必要です。
介護保険 (介護保険課)	介護保険被保険者証をお返しください。 〒194-8520 町田市役所 介護保険課 認定係 宛 転出時返却しなかったメモを添付ください	介護認定を受けている方は手続きが必要です。転入日から14日以内に届出をしてください。
125cc以下のバイクをお持ちの方 (市民税課)	ナンバープレート・標識交付証明書・所有届出者の本人確認書類をお持ちのうえ、廃車手続きを行い、廃車申告受付書をお受け取りください。 市内の方へ譲渡する場合は、市民税課へお問い合わせください。	新住所地で登録手続きが必要です。必要書類は、新住所地の担当課に直接お問い合わせください。
母子健康手帳		母子健康手帳はそのままお使いいただきます。都外へご転出の方は、町田市の妊婦健康診査受診票等は使用できなくなりますので、新住所地の担当課にご確認ください。